

よくある質問

新制度に関すること

Q1 新制度になると利用料（保育料）はどうなりますか？

A1 従来の負担水準や保護者の所得等に応じて、国が定める基準を上限に現行の保育料大きく変更することがないよう八丈町が定めます。平成 27 年度の利用料（保育料）は、決定次第、広報やホームページでお知らせする予定です。

支給認定申請に関すること

Q1 認定証とはどのようなものですか？

A1 新制度の保育等にかかる支給を受けるために必要な証明書で保護者からの申請により、八丈町が交付します。認定証には、氏名、住所、認定区分等が記載されています。認定については、保育園のしおり P2～6 をご覧ください。

Q2 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

A2 認定証の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。なお、3号の認定証の有効期間は最長で満3歳に達する日の前日までですが、3号から2号への切り替えについては、有効期間に合わせて、八丈町より2号の認定証を発行し、郵送しますので、その際も支給認定申請書の提出は不要です。

Q3 1号から2号への支給認定区分の変更や短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか？

A3 認定証の有効期間内に、認定証に記載されている内容に変更があれば、認定変更（変更・取消）申請書を提出してください。

Q4 支給認定を受けて、保育園の利用開始後、八丈町外へ転出したらどうなりますか？

A4 支給認定有効期間内に八丈町から転出する場合には、「認定取消申請」を行っていただき、八丈町から交付された認定証を返還してください。そのうえで、転出先区市町村から新たに支給認定を受けてください。

保育園の入園に関すること

Q1 保育園は申込みをすれば必ず入園できますか？

A1 年齢や保育園によって入園のしやすさに違いがありますので、希望園を複数にするな

どの方法をご検討ください。

Q2 育児休業中でも保育園の申込みはできますか？

A2 育児休業中はご家庭で保育ができるため、申込みはできません。ただし、入園できた場合に育児休業を繰り上げて終了できる場合には、申込みができます。この場合、「就労（予定）証明書」による勤務先からの証明が必要です。

Q3 求職中でも申込みはできますか？

A3 申込みは可能です。必要書類を提出していただいた上で審査します。求職中に入園が決まった場合、入園後1ヶ月以内に就職することが条件となります。就労開始後は、速やかに「就労（予定）証明書」をご提出ください。

Q4 きょうだい同時の申込みですが、同じ園に入所できますか？

A4 「保育園入園申込」の所定の欄に希望を記入していただきますが、別々の園になる場合もあります。

Q5 八丈町以外の保育園を申込みたいのですがどうしたらいいですか？

A5 福祉健康課厚生係にお問合せください。なお、お問合せになる前にあらかじめ希望先の市区町村に締切日や必要書類をご確認の上、締切りに間に合うよう余裕を持って申込みをしてください。

入園申込に書類に関すること（記入方法・証明書など）

Q1 申込書には必ず4園記入しなければならないのですか？

A1 申込書には第4希望まで記入できるようになっていますが、どの園に決まっても通うことができる範囲で記入するようにしてください。

Q2 同居の祖父母が65歳未満ですが、就労（予定）証明書などの提出が必要ですか？

A2 新制度においては、保育の用件の確認は保護者のみが対照となりました。そのため同居の親族の「雇用（予定）証明書」等の要件確認の書類は不要になります。

入園選考に関すること

Q1 （4月1日入園希望の場合）いつの就労実績が基準ですか？

A1 10月末日の実績が基準となります。実績がない場合は、「内定」もしくは「求職中」になります。

Q2 第4希望まで申込みをしましたが、どのように選考するのですか？また、1園だけの希望の場合、優先されるのでしょうか？

A2 入園選考は園ごとに行います。選考の際、希望順位は考慮しませんので、第1希望の人や1園のみの希望の人が有利ということはありません。複数園で入園が可能になった場合には、最上位の希望園1園を内定とします。

Q3 第3希望の園に内定がでました。第1希望の園に空きが出たら転園できるのですか？

A3 転園できません。複数の園を申込んでいて、いずれかの園で内定となった場合は、他園への申込みの効力はなくなります。内定した園以外の園を希望する場合は、改めて転園の申込みをしていただき、翌月の選考対象となります。

保育料に関すること

Q1 保育料はいくらですか？

A1 保護者等の前年の税金の額やお子さんの年度当初の年齢に応じて段階的に設定されています。

Q2 3歳になった翌月から保育料は変更になりますか？

A2 保育料は、年度当初の年齢に応じて決まるため、年度途中での変更はありません。

Q3 きょうだいで保育園に入園すると、保育料は安くなりますか？

A3 入園しているお子さんの人数によつての減免があります。詳しくは、保育園のしおりまたはHPを参考にしてください。

Q4 次男、次女の場合は第2子の保育料ですか？

A4 保育園に入園中の未就学児童のみが対象です。上のお子さんが小学生以上の場合、入所しているお子さんが次男、次女でも第1子の保育料が適用されます。

Q5 月途中の入退園や欠席した場合、保育料は日割計算されますか？

A5 日数に関わらず保育料をお返しすることができません。

Q6 ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A6 保育料は世帯の課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

その他

Q1 保育園入園後に、入所要件に変更があった場合手続きは必要ですか？

A1 必要です。要件の変更があった場合は、速やかに福祉健康課厚生係に変更届を提出してください。

Q2 在園中に下の子どもを出産予定ですが、上の子どもは保育園を利用できますか？

A2 要件変更の届出をいただき、産前産後でのご利用はできます。その後、育児休暇を取得するときは、一定の条件を満たす場合に限り引き続きご利用いただいています。

Q3 他の園に転園したいのですがどのような手続きが必要ですか？

A3 転園の申込みが必要です。なお、保育できないことを証明する書類については、申込み時点の最新のものをご用意ください。

Q4 転園の申請は選考上不利になりますか？

A4 同条件で選考する場合、原則、転園を希望する方より新規入園児が優先されます。